

高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業
令和 7 年度実施予定

大阪府立障がい者自立センター

① 相談

- ・ 施設利用希望者の相談対応を引き続き実施する。
- ・ 施設見学対応については、新型コロナウイルスの感染状況等も踏まえ、YouTube 動画の案内を含め対応する。
- ・ 利用前面接については、引き続きオンライン面接等も併用しながら、スムーズな利用開始につながるよう面接を実施する。
- ・ 地域移行後の相談については、必要に応じて、相談センターの一般相談やコンサルテーション事業の活用も図り、定着を支援する。

② 訓練等

- ・ 引き続き、障がい受容、代償手段獲得をめざしながら、入所及び通所での高次脳機能障がいの訓練を提供する。
- ・ 障がい受容をはじめとした利用者の状態像のアセスメント結果を数値化・グラフ化し、利用者とも共有することで、自己理解の促進、訓練動機の強化を図る。

③ 広報等

- ・ 回復期病院等を早期に退院する方や病院では高次脳機能障がいに気づかれなかった方などに情報が届くよう、ホームページの充実を図るとともに、自立センターの紹介チラシ(高次脳機能障がいについての啓発を含む)の配布を回復期病院等に依頼する。
- ・ コロナ感染状況等に応じて、回復期病院等への自立センターに関する情報提供を行う。(HP や Web の活用、見学機会の提供、郵送による広報 等)
- ・ 相談センターの支援普及事業に協力し、一般府民への施設広報を行う。